

内閣府 障害者政策委員会

第5次障害者基本計画の 実施状況の監視に向けての視点

2024年6月24日

静岡県立大学 名誉教授

障害学会 会長

内閣府障害者政策委員会 前委員長

国連障害者権利委員会 元副委員長

石川 准

目次

1. 障害者権利条約と障害者権利委員会
2. 国内制度改革と初回対日審査
3. 障害者政策委員会が留意すべきこと

Part 1

障害者権利条約と 障害者権利委員会

障害者権利条約

障害のある人の人権や基本的自由を守ることを目的として、障害者の権利を実現するために国がすべきことを規定



国連の主要人権条約

半世紀をかけて9つの主要人権条約を制定

人種差別撤廃条約	1965年採択	1995年日本加入
自由権規約	1966年採択	1979年日本批准
社会権規約	1966年採択	1979年日本批准
女性差別撤廃条約	1979年採択	1985年日本批准
拷問等禁止条約	1984年採択	1999年日本加入
子どもの権利条約	1989年採択	1994年日本批准
移住労働者権利条約	1990年採択	
障害者権利条約	2006年採択	2014年日本批准
強制失踪者保護条約	2006年採択	2009年日本批准

障害者権利条約は「遅れてできた条約」

最初に

- 社会のすべての成員の人権に関する条約

その後

- 女性や子どもといった人権侵害を受けやすい集団に属する人々の人権に関する条約
- なかでも障害者の権利条約は「待たされた条約」
待たされた条約だからこそ新しい考えを導入できた

障害者権利条約が求めていること

- あらゆる差別の禁止
- アクセシビリティ
- 法的能力の承認と支援
- 自立と自己決定支援
- 教育への平等なアクセス
- 雇用の機会均等
- 政策立案と監視への参加



国連 障害者権利委員会（CRPD）とは

Committee on the Rights of Persons with Disabilities

障害者権利条約の締約国による実施状況を監視する人権条約機関（human rights treaty body）



OHCHRウェブサイトより <https://www.ohchr.org/en/treaty-bodies>

委員構成

- 18名の委員（任期4年）から成る委員会
- 締約国からの推薦により立候補し、締約国会議での選挙で選ばれる
- 障害者権利委員会の委員の大多数は障害当事者
- 障害のある研究者、弁護士、障害者運動の活動家が推薦され委員を務めることが多い
- 政府から独立した立場で監視の任に当たる

国連 障害者権利委員会（CRPD）の主要任務

- 各締約国による条約実施の定期的「審査」
- 選択議定書に基づく「個人通報」の審議
- 選択議定書に基づく締約国による「重大または系統的な条約違反」の調査
- 権利委員会の条文解釈としての「一般的意見」の作成



各締約国による条約実施の定期的審査

政府報告

市民社会からの
パラレルレポート

政府との建設的対話

公開会議（UN Web TVで視聴可能）

市民社会からのブリーフィング

非公開会議

各審査対象国に、委員会から1
~ 2人、Country Rapporteurが
つき、事前質問事項のドラフト、
総括所見のドラフト作成を担当

総括所見の採択

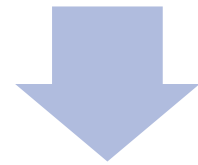
非公開会議

Part 2

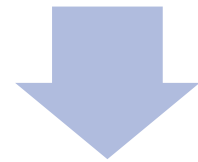
国内制度改革と 初回対日審査

障害者権利条約批准に向けた国内制度改革

日本は当初、障害者権利条約の早期批准を予定



障害者団体は、批准の前に国内の法制度を障害者権利条約に調和させる必要があると主張



政府は障害者団体の主張を受け入れて制度改革を優先する選択

障害者権利条約批准前後の国内制度改革

2006年 障害者権利条約 国連総会で採択

第一期

批准前の制度改革

制度改革推進会議、差別禁止部会、総合福祉部会

障害者基本法の改正（2011）、障害者差別解消法の制定（2013）

2014年 障害者権利条約 日本批准

第二期

批准後の制度改革

障害者政策委員会

障害者差別解消法の改正（2021）、障害者差別解消法基本方針の策定（2023）

国内監視枠組みとして障害者権利委員会に報告（2016・2022）

障害者基本法の改正

障害者に関わる政策の基本理念、各分野の政策目標などを規定する法律

平成23年（2011年）の改正のポイント

- 障害の社会モデル（相互作用モデル）を導入
- 合理的配慮を含めた差別禁止を規定
- 障害者政策委員会の設置を規定（当事者参画、監視機能）

内閣府 障害者政策委員会とは

障害者基本法の改正により2012年に設置

- | 国の障害者基本計画の策定
- | 基本計画の実施状況監視
- | 障害者差別解消法基本方針の策定
- | 国連障害者権利条約の「独立した監視枠組み」

障害者差別解消法の制定・改正

平成25年（2013年）制定、令和3年（2021年）改正

この法律のねらい

- 行政や事業者と障害者との間の建設的対話により直面する障壁を取り除くための方法を合意すること
- 悪質な差別に対しては主務大臣による指導、監督により、不当な差別的取り扱いの禁止の徹底と合理的配慮の提供を民間事業者に浸透させていくこと

障害者権利委員会の初回対日審査

障害者権利委員会と日本政府との建設的対話

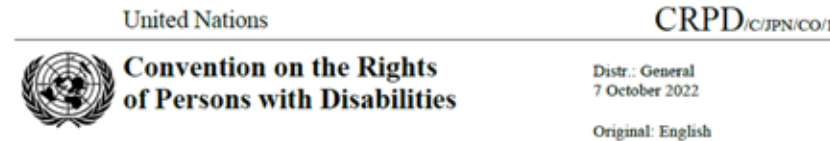
2022年8月22日、23日
ジュネーブの国連欧州本部



総括所見（2022年10月7日）

第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見（英文）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100448720.pdf>



Committee on the Rights of Persons with Disabilities

Concluding observations on the initial report of Japan*

I. Introduction

1. The Committee considered the initial report of Japan¹ at its 594th and 595th meetings,² held on 22 and 23 August 2022 respectively. It adopted the following concluding observations at its 611th meeting, held on 2 September 2022.
2. The Committee welcomes the initial report of Japan, which was prepared in accordance with the Committee's reporting guidelines, and thanks the State party for its written replies³ to the list of issues prepared by the Committee.⁴ It also acknowledges the additional written information provided to the Committee.
3. The Committee appreciates the fruitful and sincere dialogue held with the large high-

外務省ウェブサイトより

総括所見で示された主な勧告

- 1 代行決定制度を廃止して障害者の法の下での平等を確保し、支援型意思決定制度を構築すること
- 1 障害者の強制入院による自由の剥奪を認めるすべての法的規定を廃止すること、および本人同意のない精神科治療を合法化するすべての法的条項を廃止すること
- 1 障害者の施設収容を終わらせるための迅速な措置をとること、および障害者が、居住地、どこで誰と暮らすかを選択する機会を持ち、特定の生活形態で暮らすことを義務付けられないようにし、自分の生活に対して選択とコントロールを行使できるようにすること
- 1 障害のある子どものインクルーシブ教育を受ける権利を認め、すべての障害のある生徒が、すべての教育レベルにおいて、合理的配慮と必要とする個別支援を受けられるように、質の高いインクルーシブ教育に関する国家行動計画を採択すること
- 1 パリ原則を完全に満たす国内人権機関を設立すること、およびその枠組みの下で障害者政策委員会の制度的基盤を強化すること

障害者政策委員会の初回対日審査への関与

2014年

障害者政策委員会は条約批准の際に政府から障害者権利条約の独立した監視枠組みに指定された

2016年

初回政府報告に障害者政策委員会の意見を含めた

2022年6月

障害者政策委員会の見解をまとめ、障害者権利委員会に提出した

2022年8月22日

政府代表団の中に障害者政策委員会委員長も加わり、独立した監視枠組みの責任者の立場で建設的対話で冒頭ステートメントを述べた

Part 3

障害者政策委員会が
留意すべきこと

合理的配慮とは合理的環境調整のこと

元の英語

Reasonable accommodation

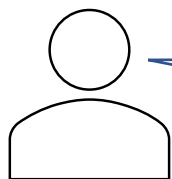
この日本語に訳して
しまった...

合理的配慮



Reasonable consideration

この日本語をもう一度英
語に訳すと...



合理的「配慮」とは「気遣い」や「心配り」のこと？

いいえ、違います。

合理的「配慮」は合理的「環境調整」と読みかえてください。

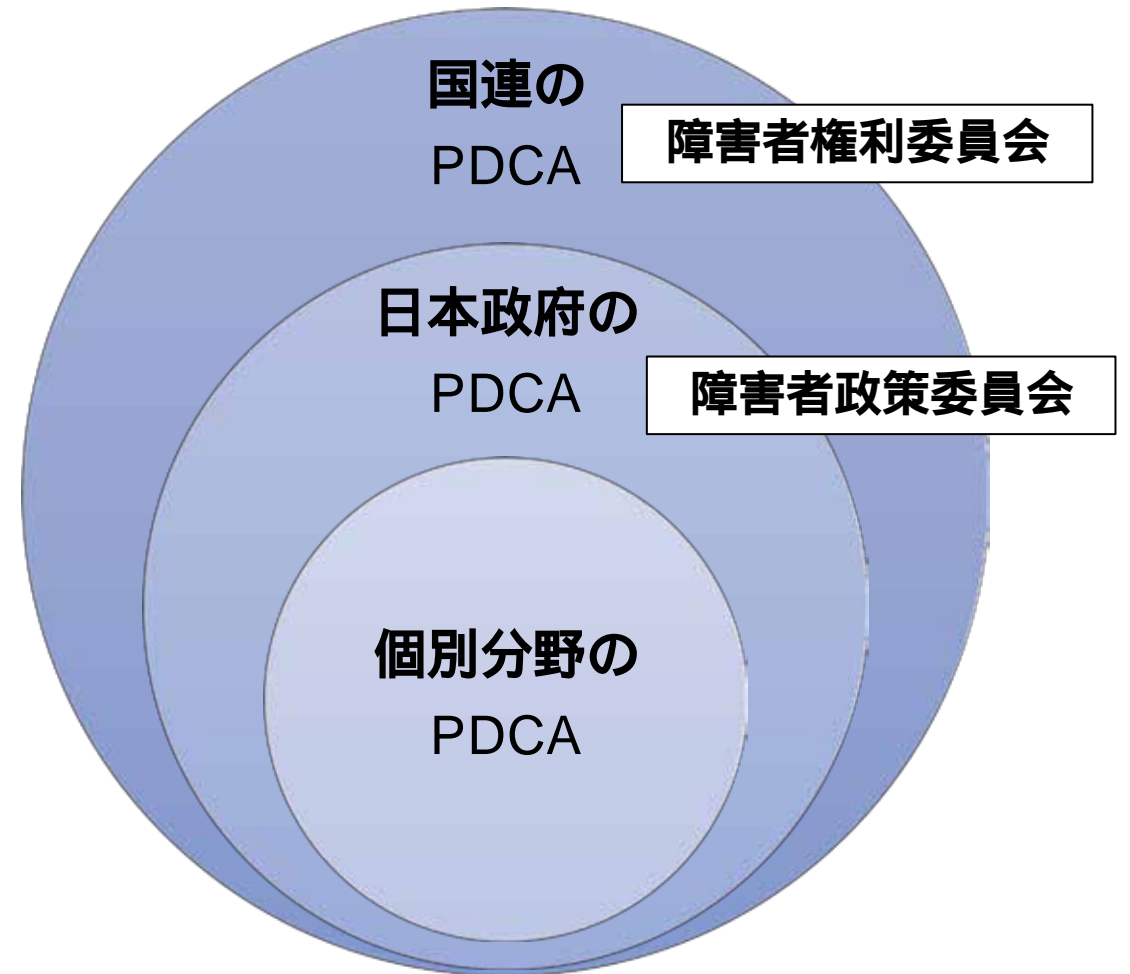
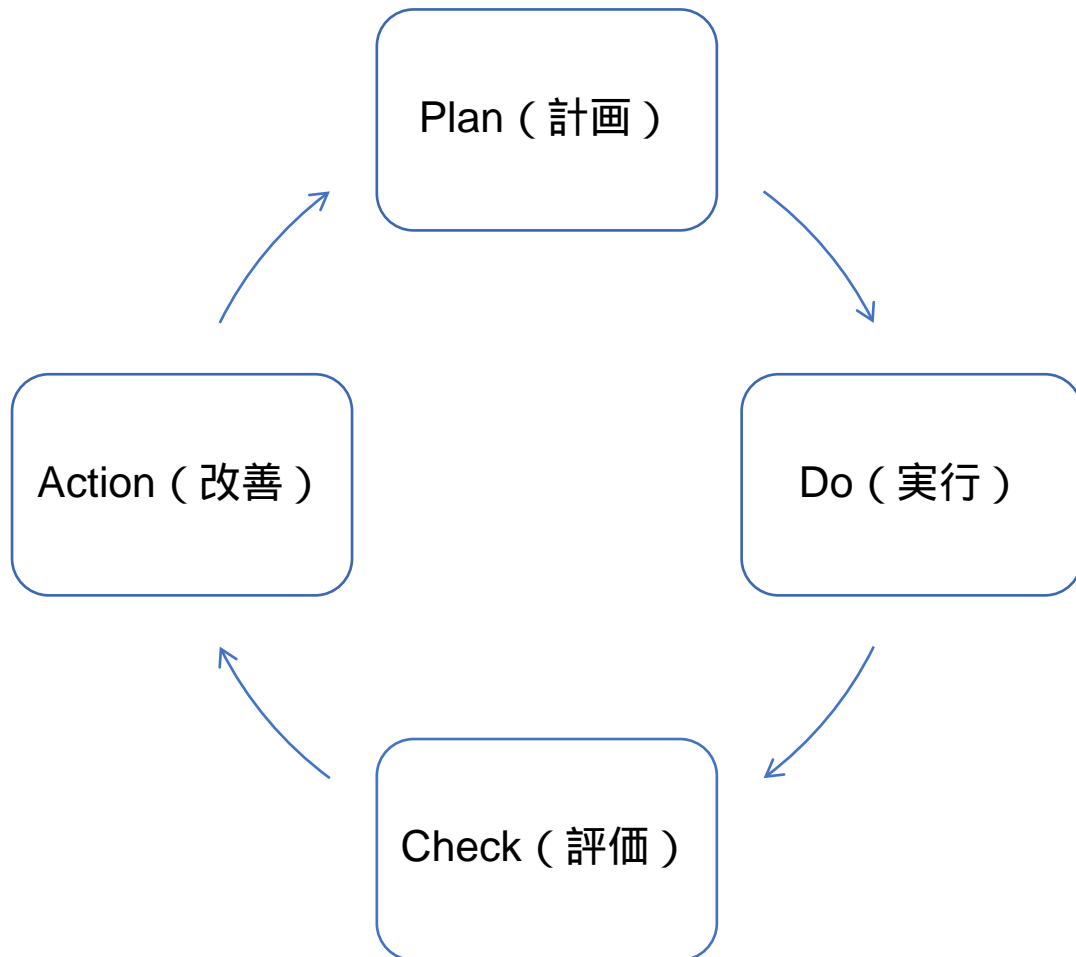


事前的環境整備と合理的配慮は車の両輪



事前的環境整備	合理的配慮
不特定多数の障害者が経験するであろう社会的障壁を前もって取り除く	今まさに実際に社会的障壁にぶつかった障害者が求める要求への応答
不特定多数への プロアクティブな対応	個別的かつ リアクティブな対応

3つのPDCAサイクル



内閣府障害者政策委員会の 制度的位置づけと求められる機能

制度的位置づけ	求められる機能
審議会	独立した監視枠組み

市民社会にとってはもちろんのこと、政府にとっても、政策委員会を独立した監視枠組みとして引き続き機能させることはきわめて重要なこと